

## 1 学校における働き方改革の目的

全国的に見ても教員の長時間勤務は常態化し、学校におけるメンタル不調による休暇取得者も増加傾向にあり、教員を目指す若者も減少している。

このような中、佐久市では教員の負担を減らすだけでなく、教員が子ども達と向き合う時間を確保し、学校全体の「幸せ」を実現することを目指す。

### 『学校ウェルビーイング』の実現

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態であること

#### (1) 目的の実現に向けて必要とされる考え方

- ア 学校における働き方改革は学校改革
- イ 教職員の視点、児童生徒の視点
- ウ これからのA I時代における学校像の模索

働き方改革は総力戦 スモールチェンジの積み重ね キーワードは『対話』

## 2 取組の視点・方向性

### (1) 対話する学校の構築

- ア 『対話』をキーワードにした意識改革の推進  
学校全体での多様性、一体感の醸成（話は和を生む）
- イ 対話の場の設定  
校長と教員、教員間、児童生徒と教員、保護者・地域と学校との対話  
⇒互いに理解し合い、支え合う教職員、児童生徒、保護者、地域の醸成

### (2) 勤務時間の適切な管理

- ア 教員の在校時間を適切に把握  
ICTを活用し、在校時間の客観的な把握、集計  
⇒ワーク・ライフ・バランスの視点を大切に管理

### (3) 業務改善の実施

- ア 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務の見直し  
中央教育審議会が示した「基本的に学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類に基づく見直し  
⇒ICTなども活用した業務の見直し

### (4) 人員体制の確保

- ア 県費負担職員の適切な配置の促進  
県費負担職員の適切な配置に向けた国や県との連携
- イ 必要とされる市費による加配職員、各種支援員の充実  
市費職員の適切な配置と、資質の向上に向けた取組  
⇒学校を支える人材の確保

## 3 具体的な取組

取組の視点・方向性の4点の柱に基づき、以下の具体的な取組を実施

### (1) 対話する学校の構築

学校ウェルビーイングの実現は、市教育委員会・学校(教職員、児童生徒、保護者)・地域の対話に基づく意識改革から

#### ア 市教育委員会として

- ・「学校における働き方改革推進プラン」を策定し学校に発出
- ・市教育委員会と学校が中心となり、PTAと連携して「佐久市立の学校における働き方改革宣言」を策定し、保護者、地域への周知の実施

#### イ 学校として

- ・働き方改革を学校グランドデザインへ明記
- ・教職員間の対話の場の設定
- ・児童生徒との対話の実践
- ・保護者との対話の実践（ランチミーティング等）

### (2) 勤務時間の適切な管理

働き方改革のスタートは勤務時間の適切な管理から

#### ア 市教育委員会として

- ・客観的な勤務時間の把握
- ・教員の在校等時間（教育職員が業務を行う時間）の上限に関する方針の教育委員会規程への明文化
- ・学校閉庁日の設定
- ・時差勤務制度（フレックスタイム）の導入の検討
- ・日課の見直しに向けた学校への情報提供
- ・各学校における授業の総時間数の適切な管理

#### イ 学校として

- ・客観的な勤務時間の把握の徹底
- ・教員の在校等時間（教育職員が業務を行う時間）の上限に関する方針の徹底
- ・学校閉庁日、定時退庁日の徹底
- ・日課の見直し
- ・授業の総時間数の見直し

### (3) 業務改善の実践

できることから業務改善に着手、スモールチェンジで学校改革を

#### ア 市教育委員会として

- ・勤務時間外における対応のための自動応答機能付き電話の設置
- ・採点補助ソフト、連絡フォーム等 I C T を活用した業務改善手法の調査、研究、導入の検討
- ・通知表 2 回制の検討
- ・休日部活動の地域移行に向けた取組の推進
- ・給食会計（学校徴収金）の公会計化の検討

#### イ 学校として

- ・統合型校務支援システムの更なる活用の推進
- ・校務分掌の見直し

### (4) 人員体制の確保

地域を挙げて学校、教職員を応援する体制づくり

#### ア 市教育委員会として

- ・県費負担職員の適切な配置に向け、校長会とも連携した要望の実施
- ・市費学力向上加配の更なる活用による教科担任制の検討
- ・市費による各種支援員の適切な配置
- ・支援員の資質向上に向けた研修の実施
- ・児童生徒対応、保護者対応等に係る教職員の相談体制の検討

#### イ 学校として

- ・校務分掌の見直し
- ・コミュニティスクールの活用による地域との協働の検討
- ・P T A と連携した保護者による学校支援の促進

### 5 推進体制

市教育委員会が中心となり、各学校とともに保護者、地域の理解も得ながら、年度ごとに取組や進捗状況を確認し、働き方改革を推進する。

### 6 令和6(2024)年度の主な取組予定

- (1) 学校における働き方改革推進プラン及び働き方改革宣言の策定  
本プランを学校に発出するとともに、市教育委員会と学校が中心となり、P T A と連携して働き方改革宣言を策定し、保護者や地域に周知
- (2) 客観的な勤務時間の把握の徹底  
令和4年度から開始した教職員の客観的な勤務時間把握の徹底
- (3) 教員の在校等時間（教育職員が業務を行う時間）の上限に関する方針の教育委員会規程への明文化  
「佐久市学校職員の勤務時間等に関する規程」に業務量の適切な管理に関する規程を令和5年度中に追加することを受け、学校への勤務時間上限に関する方針の周知を実施（スローガンの作成）
- (4) 学校閉庁日の拡充（令和5年度から実施済）  
夏休み中に設定した学校閉庁日（概ね8月10日から8月16日まで）を、冬休みにも拡充（12月28日から1月4日まで）
- (5) 授業の総時間数の適切な管理  
授業時間数の報告方法を統一するとともに、体験活動の重要性を踏まえつつ、行事の見直しも含めてそのあり方について検討
- (6) 学校への自動応答機能付き電話の設置  
時間外の電話対応について、音声対応が可能な電話機を設置。保護者、地域への周知を行った上で、令和6年度から運用を開始
- (7) 採点ソフト、連絡フォーム等の I C T を活用した業務改善  
採点ソフトの有効性について調査し、市内学校でのトライアルを検討。連絡フォームを活用した出欠席報告は、準備ができた学校から導入
- (8) 統合型校務支援システムの更なる活用  
令和5年度に導入した、全県共通の統合型校務支援システムの更なる活用に向け、職員研修などを実施
- (9) 通知表 2 回制の検討  
令和5年度は小学校6校、中学校は技能教科で実施。その有効性を検討し、他校での導入を検討（小学校では令和6年度から全校で実施）
- (10) 休日部活動の地域移行について  
令和5年度に休日部活動の地域移行についての協議会を設置。指導者の確保（人材バンク）、保護者負担のあり方など本格的な協議を実施

### 4 保護者、地域社会への理解の促進

学校における働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進する啓発活動を実施する。